

1.

(1)

0002

RB'-0109

0002

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

除
第8回公開
秘

次官

総務課長

政務局長

昭二六、四、九 外務省

「スターリング」地域との金融協定の改訂に関する件(案)

一、「スターリング」地域との現行金融協定に規定されている「ドル」交換条件を廃止することは、

イ、わが国が「ドル」地域からの輸入資金を「ドル」地域に対する輸出によつてまかなうるや

ロ、これによつて今後の米国からの経済的・金融的援助

外務省

0003

に悪影響がないか

ハ、「ポンド」の国際通貨としての将来の地位に対する

見透し

ニ、このためにわが国将来の通商が英国によつて直接

間接に制約される可能性を随伴することにならな

いか

等の問題についてわが方ですつかりした判断を下

外務省

0004

RB'-0109

0009

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

すまでは早急にこれを行うべきでない。

ニ、従つて差当りは現行日英間の諒解事項の「ライン」によつて妥結を図ることが適当である。

もつとも、今次の日英會談は今後の「ポンド」交換條項に対するわが方の態度を決定するため英
国の考へ方（特に前記一のニに關し）を知る好機會であるから、わが方としても進んでこの機會を利用し、

0005

外務省

左の諸点について英国側の意見を求めることが適当である。

一、「ポンド」交換條項廢止の場合は、「グイバーション」に対する現在の制限は廢せられるか、蓄積「ポンド」を「スターリング」地域外で使用することはどの程度自由か

二、「ポンド」交換條項廢止の場合は、「スターリング」地

外務省

0006

PP 6126
分収

ト
コ
ノ
コ
ト

昭和二十六年三月十九日

我國スターリン政策の転換

通産省通商局市場課

規格十四行原紙

通商課

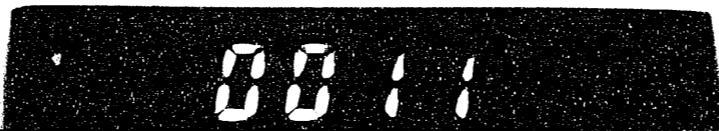
域においてわが国からの輸入は他の軟貨圏からの輸入と無差別に取扱はれるか。

3. その他わが方の態度決定に参考となるべき事項。

外務省

0007

RB'-0109



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

（一）向題の所在矣

一、スターリング協定運営上の最大の向題はO.P.A.のダラー
クローズである。然しながらダラー・クローズは

1. O.P.A. 二項四号に所定の「期近の輸入契約未済残高」に
対するキャッシュリザーヴ

2. 一九五〇—五一年貿易協定に対する「詳解」項に所定の「残高」
のスターリング手持残高の交換は輸入契約未済残高及び一七

通商産業省

百万ポンドの内、いずれが大なるものとの差額についての
実行しうる」

との規定により実質的にはニートラライズと水、曾つてダラー・
クローズは発動されたこともないし、将来においてモ、その可能
性は存してあらう。

然し、スターリング側としては、このダラー・クローズを利用
してバランス・オブ・ペイメントの規美より残高の対スターリング



地域貿易を縮小均等とせるための根拠とすることが出来る。

二日英通商中向会談に基づき、貿易協定参加国との貿易の

量は一三六百万磅と決定し、更に貿易協定非参加国にキスタ

三四八百万磅、ビルマ一〇百万磅を合計すると、我國の本年度の

スターリング貿易量は、実に輸出入共、夫々一八〇百万磅を越

ゆるものとなる。

この貿易量をまかなふために一三百万磅の運送資金(これは

通商産業省

協定上の規定であるが、実際上は一七百万磅程度である)と五五

百万磅のクレジットラインが設定されてゐる。この五五百万磅の

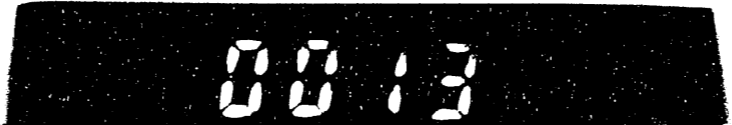
クレジットに対するキャシヒュマージンは五〇% (その中半額は米

帛によることも出来る)であり、ユーガスビルを使用するときには、

これに対し更に一〇〇%ドルマージンを積まなければならぬ。

かかる巨額の貿易量をまかなふために、我國の保有する小額

のスターリング残高にかかる制限を課してゐること自体が資金操作



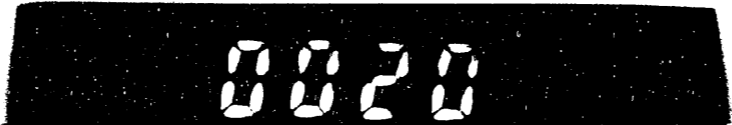
規格 十四行野紙

ロ、今日のところでは我々はスタンダード・テリトリーに
 対しすう貿易協定そのスタンダードが残高の
 振替性が三百万ポンドに制限される現状で
 あるが、かゝるデスクリミネーションは一切廃棄される
 (尤もビルマの買付は別の観点から制限されるかも知れ
 ぬ) 相互クレジット制度は至極オーダナー・ドロウが
 銀行間のみでインテリクエーとしてではなく、国家間の
 金融協定による認められる。

通商産業省

ニ、右に伴う通商政策上の問題として、或程度での
 リバライズド・ライセンス・システムが採用され、スタンダード
 側は我々からライセンス・ゲートのみならず、
 ノン・インセンシブル・ゲートも買付けるためのライセンス
 を下す。(これは勿論リミット・カールなものであるから
 我々もこの政策を或る程度採用せざるを得ない
 点、尚かういふことを必ずしもとらざるべきでない

RB'-0109



規格十四行洋紙

台紙を挿入するたため必須条件 （台紙）

相互クレジット制度の下に於て、デフォルトバキヤ

（クレジット限度一百万ポンド）、オマカ（クレジット限度

英口一百万ポンド、オマカ五百万ポンド）等は

その限度を越ゆるものに対し、クロー・クローズを

発動 （勅） する例がある。

通商産業省

六、スターリングを受領可能通貨とした場合の対口の積立

イ、スターリング貿易の飛躍的増大

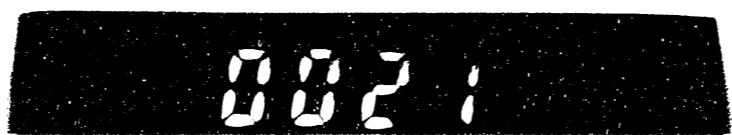
ア、ア大陸の市場を失つた対口が東南アジアに

その市場構成を轉換させるたため必須条件

と考へられる。勿論、この場合、互の （イ） の適用が

なげればならぬ。

ロ、オマカ協定の廃止とスターリングキャパシティ取引の実現



オカニ勘定の債権債務が硬着化を因循に
 運管されたりものにつまは、その口が振替可
 能勘定国である場合には思ひ印をスターリンが
 マツニニ・ベリニニで取引を行ふことが考えられる。
 殊に戦口の対エケテール地域の貿易は出超傾
 向にあるから一方に於てはかかる措置により戦
 口のスターリンが残高を累積し、反面の側
 積スターリンが残高を便用し、これらの方から緊不急
 物資の買付けに充てるべきである。(マヤム米、インド
 ネミアゴム、スエーデン、フィンランド、バルツの
 更にまた、現在固定化したインドネシア、ホラニニ、マ
 等に対する債権をスターリンがで取立て、フランス
 スウエーデン、フィンランド、オランダ、ベルギー等に対しては
 其の債権をスターリンがで弁済するにたかひする。

規格十四行野紙

通商産業省



規格十四行罫紙

四、単にかゝる地域とのオープン勘定を廃止し貿易
 を多角化するのみならず、その他の振替可能勘定口
 (例えば、エジプト、イラン、イタリー、スペインその他現在の
 とミラ、EPR) 諸口も決済可能)ともスターリング・ベース
 で取引を行うことが出来る。
 五、五の口は、いハか認められることは勿論、更にアメリカ
 勘定口、双務勘定口に対するアドミニストレーティブ
 トランスファー・ポリティイが認められる。
 通商産業省
 七、スターリングを受領可能通貨とした場合の残口の損失
 一、米口の軍拡経済が推進され、カウーザヤフが好
 轉しつづける限り、別般の損失は有りが、一度は
 吾界経済が不況に陥るときには、トルにな換不能
 のスターリングを累積し、吾界不況の影響を我
 口の経済構造の改定先づ、カ一ト最も深刻に受ける。

25

規格十四行野紙

口米口の経済的動機近親感かや、薄うぐみか
 たりか、ということも考えられるが、我口経済自立の
 絶対的要素とアアの工場としての役割からみ
 れば、實質的にはあまり差かたりかもしない。
 ハ、スターリン側、殊に英本口か日本産業による
 スターリン側地域の経済に対する異常な進出を恐
 れて、通商政策上乃至は金融政策上何等かの
 制限措置に出るかはなかりか。
 通商産業省
 例之は我口の累積スターリン側残高を、公口
 債の元利返拂にのみ充てるようは措置かといれ
 るのではなかりか(但しこの点は我口の口際信用
 への印揚する下りでもあり、ある程度の信用は差
 互えなかりか)
 ハ、以上の得失を勘案し、且つ我口の対米依存度か

RB'-0109

0024

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一度現在のところその知ラー・ア・ニニが辛じて
 まのほえる情況に在ることを懸念すると、
 どうしても我々の通商政策は我々貿易の市場
 構成をその自然の次第にゆえると即ちスターリンが
 現成との交渉を盛んにしし必需物資の確保に
 つとめなければならぬこととなる。 懸念すれば、
 我々のスターリンが所得の累積によつて自から
 スターリンが物資買付の基礎をつくる行かたは
 ほんとうはいと考えられる。
 通商産業省
 九、我々の若シスターリンが受領可能通貨として
 うとする 申出を行つた場合、英口側は七の半の
 巨額から我々の双務勘定口に止めて、我々のスター
 リンが残高にフリミア・ミニスト・テイク・トラス・ア・ラ・ビ
 リ・キイを認め、これを左右することにより、我々貿易

RB'-0109

0025

No.1

極秘

昭和二十六年四月六日

譯用

我國スターリング政策の転換（改訂）

通商局市場第一課

規格十四行罫紙

の伸張を常態一よとする態度に出るのも
 一れはりが我口とよは交渉の建止所上を
 クロースの廃止は英口側に対する異常な譲歩か
 つあることを強調と五の口ハ、及び二の酒占入を
 堅持すべきである。

RB'-0109

0026

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



我国スターリング政策の轉換目次

一 前 提

- イ ドル・ギヤツプの見通し
- ロ スターリング残高の問題

二 問題の所在点

三 我国スターリング貿易量の檢討

四 我国貿易の商品別構成

五 スターリング政策の轉換

- イ 轉換の方針
- ロ 轉換に當つての我國の主張点

六 我国がスターリングを受領可能通貨とした場合の利益と英國側の弱点

七 我国がスターリングを受領可能通貨とした場合の損失と我國の弱点

附 録 添

別添甲号 各国の金及び外國爲替保有状況

- 乙号 各国のスターリング残高推定保有高
- 丙号 日英協定遂行上の諸問題
- 丁号 振替可能勅定國を連合王國との金融協定文の一例

RB'-0109

0027

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一) 前提

イ、ドル・ギヤツプの見直し
一、所論の前提となるものは、將來世界的ドル・ギヤツプの問題はどの程度解消するかといふ見直し如何といふことである。

ニ、一九五〇年六月末、朝鮮事変勃発以前の米國の金準備は二四三億ドルであり、一九五一年二月末では二一四億ドルとなり二九億の減少をみている。これは米國の軍需物資の買付によるドルの世界各國への散布の傾向を示している。

三、米國の軍事予算および、対外援助費として海外に放出されるドルは

- 一九四九年度(実績) 六四六二百万ドル
- 一九五〇年度() 四五七二〇
- 一九五一年度(推定) 四四六六〇
- 一九五二年度() 三一〇二〇

(一九五一年一月十九日付予算数高による)

であつて、一時減少しかけたドルの散布量は再び増加の傾向にある。

四、米國の経常的取引は一九五〇年八月終成後始めて八九百万ドルの入超尻をみたが、その後も各月共、僅微の入超傾向をつづけている。

五、朝鮮事変後、オーストラリア、カナダ、オランダ、ラテンアメリカ、スウェーデン、タイ、南阿、英本國の金ドル保有量は漸次増加の傾向にある(別表甲國際決済銀行報告参照)

六、金の香港に於ける自由市場に於ける価格は公定三五ドルに対して、一月末は四二ドル五〇セント乃至四三ドルであつたが、三月末では四〇ドルに下落してゐる。

七、世界の一般的傾向としては漸次ドル・ギヤツプの問題は解消しつつ、あるかの様な状況にあるといへよう。

ロ、スターリング・パランスの問題

一九五〇年六月末の英國大蔵省発表の國庫收支白書によれば、世界各國のスターリング積高保有量は次の通りである。

スターリング地域外諸國	四九年六月末	同十二月末	五〇年六月末
ドル地域	一九	三六	五六
その他西半球	九二	八〇	八九
BRF諸國	三六八	四二四	三七八
その他	二三一	五〇三	四七一
小計	一〇一〇	一〇四三	九七四
ポンド地域諸國			
英植民地	五三三	五三四	五八〇
その他	一六九二	一七六三	一九一七
小計	二二二五	二三九〇	二四七九
合計	三二三五	三三四〇	三四七一

(各國別積高表は別添乙の通り)

ニ右表通りスターリング積高は漸次増加傾向にある。且つ、スターリング地域の対ドル輸出が増加してゐることは英國の対スターリング地域輸出が、到底スターリング地域の対米輸出をカバーししうるに足るだけを行なわねばならぬ。英國の現在の經濟實力をもつてしてはスターリング地域のエフエタイザ・デマンドに應じきれず、英國としては更に自分の間現在の為替統制を續けてゆくであらうことを物語つてゐる。

三一言にしていへば、米國のドル散布量と米國經濟の本テンシヤリテイとの比率と、英國の軍需生産規模とスターリング地域の對米輸出の比率とを比較することによつて、將來の國際決済通貨としてのスターリングの地位を一應確定することができよう。

三問題の所在点

一、スターリング協定運営上の最大の問題点はO.P.A.のダラー・クローズである。しかしながらダラー・クローズは

イ、O.P.A.二項四号に所定の「期近の輸入契約未済残高」に対する
キヤツシユ・リザイヅ
ロ、一九五〇―五一年貿易協定に対する諒解事項に所定の「わが國
のスターリング手持残高の交換は輸入契約未済残及び一七百万ポ
ンドの内、いずれが大なるものとの差額についてのみ実行しうる」
との規定により実質的にはニユートラライズされ、曾つてダラー・
タロイズは発動されたこともないし、將來においても、その可能性
はないであらう。
しかし、スターリング側としては、このダラー・タロイズを利用
してフランス・オブ・ペイメントの観点よりわが國の對スターリン
グ地域貿易を縮少均衡させるための根拠とすることが出来る。

三、日英通商中間會議に基き、貿易協定参加國との貿易量は一三六百万
磅と決定し、更に貿易協定参加國パキスタン三四・八百万磅、ビ
ルマ一〇百万磅を合計するとわが國の本年度のスターリング貿易量
は実に輸出入共、夫々一八〇百万磅を越ゆるものとなる。

この貿易量をまかなうために一二百万磅の運転資金（これは協
定上の規定であるが実際上は一七百万磅程度である）と限定され
たクレディット・ライン及びこれに対するキヤツシユ・マージン
等の規制を受け

イ、我國はスターリング側に対して協定上オランダ・ドラフトが
認められず

ロ、スケデュール・テリトリイ内部に於てすら三百万ポンドにス
ターリングの振替性が制限されてゐる。

かゝる巨額の貿易量をまかなうために、わが國の保有する小額
のスターリング残高にかゝる制限を課していること自体が資金操
作面からだけでも、すでに基本的に再検討されなければならぬ破
局に到達せざるを得ない危険性を内包している。

三、スターリング貿易量の検討

わが國の對スターリング地域に対する主要輸入物資依存度はわが
國經濟にとつて必要不可欠の最少限度のみをみて、次の通りであ
る。

イ、小麦	八〇〇千屯	七六一六〇千弗
ロ、大麦	三五〇	三三三四〇
ハ、米	二五〇	三八五〇〇
ニ、原油（製糖油を含む）	七〇〇千屯	一七五〇
ホ、原棉	三五〇千俵	八八二〇〇
ヘ、原毛	四〇〇	一八四八〇〇
ト、鉄鉱石及びスク、ラップ、ステール	五〇〇千屯	三三〇〇〇
チ、マンガニ	一〇〇	四二〇〇
リ、塩	三五〇	五八八〇
ヌ、生ゴム	四〇	六〇九二八
ル、強粘結炭	二五〇	四九〇〇
オ、油脂原料	八五	一九〇四〇
合計		五四九六九八千弗

（右はわが國産業水準の如何に左右されるが一應經濟安定本部一九五一年―五二年の貿易計畫を基準とした。尙各物資單價は本年二月一日現在のものとする。）

これを対米主要輸入物資依存度に比べると		
イ、小麦	二〇〇千屯 九五二〇〇千弗	
ロ、原油	二五〇千屯 六二五〇〇	
ハ、砂糖	一〇〇千屯 一三五〇〇	
ニ、大豆	二五〇	三七五〇〇
ホ、原棉	二〇〇千俵 三〇二四〇〇	
ヘ、鉄鉱石及びスク、ラップ、ステール	五〇〇千屯 三七五〇〇	
ト、強粘結炭	二五〇	二九四〇〇
チ、マンガニ	五〇〇	二一〇〇〇
合計		五九九〇〇〇千弗

（右はわが國産業水準の如何に左右されるが一應經濟安定本部一九五一年―五二年の貿易計畫を基準とした。尙各物資單價は本年二月一日現在のものとする。）

以上比較して見るに、主要輸入物資依存度に大差はないのである。この巨額のスターリング物資買付をファイナンスするためには現在のO.P.A.による規模ではなんともまかないきれないのでないか。

RB'-0109

0031

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

四 我國貿易の商品別構成

一 我國輸出入物量の商品別分析は我國産業構造の反映であり、将来における輸出入量判断の基礎的素材となる。

二 次に一九五〇年度輸出入実績を基礎にして、その商品別地域別構成をみることにする。

三 輸出

我國輸出品の最重要商品は何んといつても繊維製品であつて、全輸出の四九・六%を占め、次に金属製品八・二%、雑貨及び飲産物が五%となつてゐる。これを地域別にみても繊維製品はスターリング地域向全輸出の七〇・三%、オーブン勘定及びドル地域向けの輸出も夫々五〇%内外に達してゐる。次に機械製品はオーブン勘定地域二〇・四%、ドル地域一九・二%で、スターリング地域向はぐつ

と落ちて一五・一%になつてゐる。

輸 出	計			
	スターリング地域	オーブン勘定地域	ドル地域	
食糧品	六・六%	二・三%	六・三%	六・六%
繊維製品	四九・六%	七〇・三%	五一・〇%	四九・六%
木材及紙製品	二・一%	一・九%	一・五%	二・一%
動物製品	一・四%	〇・四%	〇・九%	一・四%
油脂製品	〇・九%	〇・一%	〇・八%	〇・九%
化学製品	一・五%	〇・四%	三・六%	一・五%
飲産物	五・一%	三・三%	四・五%	五・一%
金属製品	一五・二%	一五・二%	二〇・四%	一五・二%
機械	八・二%	四・七%	八・四%	八・二%
雑貨	五・三%	一・五%	二・九%	五・三%
合 計	100%	100%	100%	100%

右表の主要輸出貨資別に地域比率をみると、雑貨、食糧、機械及び金属製品の大部分は下ル地域に、更に繊維製品の四一・九%はスターリング地域に向けて出されていることがわかる。

	スターリング地域		下ル地域		合計
	スターリング	地域勘定	下ル地域	勘定	
食糧品	一〇・五%	一九・七%	六九・八%	一〇〇%	
繊維製品	四一・九%	二一・一%	五六・九%	一〇〇%	
金属製品	二三・二%	二一・八%	五四・九%	一〇〇%	
機械	一七・〇%	三一・一%	六一・九%	一〇〇%	
雑貨	八・四%	一一・四%	八〇・二%	一〇〇%	

右二表によつてわれわれが特に注意しなければならぬのは米國及下ル地域向け輸出の特等としては輸出品の五・五%を占むるに過ぎない雑貨が八〇%を占め、八・二%を占むる機械が六一・九%、更に六・六%の食糧品が六九・八%を占めてゐる状態であり、今後米國の準備体制の進展につれて、米國が我國に相當の原材料をつぎ込

んで所謂軍需資材たる金属製品、化学製品機械等を買付けない限りは我國の重要輸出品は零細な手工業的工業生産品に止まり重化学工業化に伴う製品に對し米國內の有効需要は多く超り得る余地のないことが明となる。

輸 入

これに對し、輸入部門においては先ずその各地域別に輸入品の比率をみると次の通りである。

	計		
	スターリング地域	勘定地域	下ル地域
食糧	五六・五%	五〇・七%	二七・六%
繊維原材料	四〇・五%	四三・一%	五八・六%
木材及び紙	一・四%	〇・四%	一・六%
動植物製品	八・九%	一五・九%	二・五%

RB'-0109

0033

油脂原料	二・五%	三・六%	三・四%	二・〇%
化學製品	三・三%	一・五%	七・六%	二・一%
鉱産物	三・三%	二・四%	五・八%	三・三%
金屬製品	二・九%	二・〇%	四・六%	一・八%
機械	〇・六%	〇・二%	〇・三%	一・二%
雜貨	〇・〇三%	〇・〇三%	〇・二%	〇・三%
合計	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%

(右輸入物資は商業勘定ベースのものだけであつて援助資金輸入が入つてゐない)

更に右表の主要輸入物費別比率をみると、ガリシア援助資金による原材料を除いても纖維原料は六二・八%は米國に依存し、食糧も三二・九%がこれに依存してゐる。

食糧	スターリング	二五・八%	四一・三%	三二・九%	一〇〇%
	地域				
	オース				
	定				
	ドル地域				
	合計				

纖維原料 三二・五% 四・七% 六二・八% 一〇〇%
 動物製品 三三・〇% 三二・八% 一一・三% 一〇〇%

右各表に上り、我國經濟の對米依存度は戰前において既に五六%、一九五〇年度四五% (これにガリシア援助資金による輸入約三億ドルを加へるとその比率は約五〇%に及ぶこととなる) であり纖維原料、食糧、石油、鉄鉱石、石炭等我國經濟の必要物資が如何に米國經濟に依存してゐるかが知れる。

（四）スターリング政策の転換

（イ）転換の方針

一、上述のスターリング地域からの輸入をファイナンスするために、一時を継続する。

1. ドルの現売、ポンドの現買

2. ユーザンス、スワップその他の金融措置

等をもつては最近^早まかなひきれない。B.G.A.及び英国側がこれら措置に対して消極的であることを思えば殊更である。

又たとえこれが許されたとしても、我国の外貨資金はさきほど^早言ではないし、加工貿易を中心とする我国の産業構造では先ず「買えるだけの金を得るために売らなければならぬ」といふ輸出振興策がとられなければならない。

二、このために、先ず特需によるドル所得の問題、換言すれば我国はドルを大いに蓄積してドルをもつてスターリング地域からの物資買付を行えばよいという所論を考慮しなければならぬ。しかしながら

- (イ) 特需は、たとえ相当期間つづいても、一時的なものであつて世界情勢の変遷に従つて変化するもので、かかる特需をはじめから計算に入れて通商政策を検討すべきではない。
- (ロ) 特需によるドル所得は一応計画以外の臨時収入として考慮されるべきである。
- (ハ) 世界的メライ、キャップは漸次好転して、ドルの通貨性は漸次失われつつある。
- (ニ) 寧ろ各国のつづいてる通商政策乃至国際物資制当制度が物資交易の指針になつてゐる。

三、ドル・スターリングの通貨性の較差の甚しいときにはO.P.A.のダラー・クローズはスターリング側に對する圧力であつたし、我国が通貨圏に屬する意味があつた。殊にガリオヤ援助資金を受けていた終戦後の我國經濟はドル圏に屬するを得ぬ審視情勢があつたのである。

四、米國の軍機經濟の推進により、世界經濟の客觀的條件は一變し、我國經濟自立の發展につれて、我國通商の市場構成も漸次自然の勢にかえらうとしてゐるともにあたり、我國としてはスターリング物資の買付はどうしてもスターリング地域への輸出代金をもつて充てなければならぬこととなつた。

そこで、この際我國通商政策の基本原則として次の二點が明確化されること望ましい。

イ、我國外貨資金の基礎はドルであり、ダラー・アーニングはますます奨励されなければならぬ。

ロ、スターリングもまた我國の外貨資金として受領可能通貨である（爲替管理規則上の意

疎からではない。

この場合一九四七年十月極東委員会指令で我國の外貨資金はドル又はドルに交換することを不當に制限されていまい通貨で保有するものとするとの規定の調整が問題となる。

(四) 轉換に當つての我國の主張點

一、右二點に關しは我國の從來の方針と變りないのであるが、ロは我國の從來のスターリング政策を根本的に變更するものであつて、ここにスターリングを受領可能通貨とすることは次のことが日英双方において認められなければならない。

二、ゲラー・クロイツをとつてトランスファアラビヤ・タロースを挿入すること、一般にトランス・ファアラビヤ・タロースとは次の如きものである。

(a) 特定國のスターリング勘定を「○○國振替可能勘定」とすることを協定中に明示すること。

(b) 「連合國國は○○國振替可能勘定の貸方にあるいかなるスターリング變高をも左の各項に使用することを禁止しない。

- イ、○○國の他の居住者に対する振替
- ロ、スケヂェニール地域の居住者に対する支拂
- ハ、○○國及びスケヂェニール地域以外の國の居住者との經常取引に關し、兩國政府の間に認められた支拂

これは双務勘定國に對して英蘭銀行が認めるアドミニストレーティヴ、トランスファアラビヤを意味するものではない。(尤も双務勘定國に對してもかかる規定のある場合もあるが、例えばスイス、オーストラリア等) これはアドミニストレーティヴ、トランスファアラビヤを意味するものである。(この規定に對する補足的規定として、

交換公文として次の規定を挿入することもある。

「振替可能勘定制下にあつては經常取引に基ずく支拂に關し、振替可能勘定地域に屬する國の居住者より他の振替可能勘定に對してスターリングの支拂をすることは連合王國聯

政に於ても、又スターリングの受領國に於てもこれを制限（リストラクト）しないものとする」

三 今日のところでは、わが國はスウェーデン、アフリカに對してすら貿易協定でそのスターリング獲得の振替性が三百万ポンドに制限されている現状であるが、かかるアスクリモノーションは一切廃棄される（もつともビルマの買付については別の観点から制限されるかも知れない。）

四 相互クレジット制度ないしはオートヴァー、ドロウが銀行間のファツシリティーとしてではなく、國家間の金融協定によつて認められる。（振替可能勘定國との間の金融協定はこれを認めざるのか原則である。これに對しては協定文中には金利条項はない）

又 右に伴う通商政策上の問題として、ある程度のリベライズド、ライセンシング、システムが採用され、スターリング側は我が國からエッセンシャル、グループのみならず、ノン、エッセンシャルグループも買付けるためのライセンヌを下す。（これは勿論リシブプロカルなものであるから我が國もこの政策をある程度採用せざるを得まい但し我が國としてはスターリング側よりエッセンシャルグループのみを買付け、余分のスターリング獲得は他の振替可能勘定からの物資買付に當るべきであらう。英國としては英國より資本財の買付乃至国外債の元利支払等の問題を換起するかもしれぬが、この問題は別途研究の

余地があらう)

大なおペラークロスをとることは必ずしもフランスフアリアビライオクロスを購入するための必須条件でない。相互クレジット制度下において、チエウコスロバキヤ(クレジット限度百万ポンド)、オランダ(クレジット限度英鎊一〇百万ポンド)、オランダ(五百万ポンド)等はその限度を越ゆるものに対してペラー、クロスを無効にする例がある。内スターリングを受領可能通貨とした場合のわが国の利益と英側の弱点

一、スターリング貿易の飛躍的増大

アジア大陸の市場を失つたわが国が東南アジアにその市場構成を轉換させるための必須条件と考えられる。もちろんこの場合(五)の日の適用がなければならぬ。(インド、パキスタン、マレー等)については我國商品に對して相當大に輸入ライセンスを下すことは當然予見出来る。

ニオープン勘定の債權、債務が硬着化し、円滑に運営されていぬのについては、その国が振替可能勘定国である場合には思い切つたスターリングキャッシュ、ペーシスで取引を行うことが考えられることわが国の対スケデュール地域の貿易尻は出超傾向にあるか(我國がリフト圏内に入れれば更にこの傾向が強くなるであらう)方においてはかかる措置によりわが国のスターリング残高を累積し反面この累積スターリング残高を使用して、これらの国から緊急資の買付けに充てるべきである。(シヤム米、インドネシアゴム、スエーデン、フィンランドのバルブ等)さらにまた、現在固定化したインドネシア、ホンコン、シヤムに對する債權をスターリングで取立て、フランス、スウェーデン、フィンランド、オランダ、ベルギー等に對しては、その債務をスターリングで弁済することができる。

單にかゝる地域とのオープン勸定を廃止して貿易を多角化しう
るのみならず、その他の振替可能勸定国（例えばエジプト、イタ
リヤ、イタリア、スペインその他現在のところEPU諸国も決済可
能）ともスターリング・ペーシスで取引を行うことができる。

三、(四)の二及び三が認められることはもちろん、さらにアメリ
カ勸定国、双務勸定国との間にアドミニストレーティブ・トラ
ンスファーラビリティが認められる。

四、いずれにしても、英国としては、印度、パキスタン、マレー、
オーストラリア及び南阿等に対する短期債務の累積に備み、これ
らの国々に対する所要物資を供給する産業生産余力が無くなつて
きたために、これらの国々の不平不満を防ぐために、自国輸出産
業でまかないきれぬところを日本産業によつて補はしめようと
していることは明白であつて、英国の産業余力の缺乏がこの問題の起
因であると考へられる。

五、従つて、我国としてはスターリング地域に対する輸出は相当程度伸
張しようがスターリング地域からの物資買付に当つては、英国とし
ては必ずしも我国のスターリング債務を全部使用せしめまいかもし
れない。それは折角分散した英国の債務を再びスターリング地域の
諸国に集中せしめ、且つ、スターリング地域の重要資源を日本に買
いあられる結果となるから。

六、EPU成立以後に於ても、英国の為替管理体制が未だ改變されざる
以上（その重要な理由はスターリング地域の対EPU出超原による）
我国はEPU諸国の振替可能勸定国と同様の立場に立ち得る。この
点については將來英国が何等かの手を打ち得る余地がある。
EPU成立以後双務勸定国から振替可能勸定国に移つたのはオース
トリア、ギリシヤ及びデンマークのみである。

セスターリングを受領可能通貨とした場合の我國の損失と我國の弱点
(一) ドライギャップが好転しつゞける限り別段の損失はないが、一度
び世界経済が不況に陥るとき或いはセスターリング経済が弱体化し
てドルとの硬貨性の較差が甚しくなつたときにはドルに交換不能
のセスターリングを累積して世界不況の影響を我國の經濟構造の故
に先づ第一に最も深刻に受ける。

(二) 米國の經濟的近親感がやや薄らぐのではないかと、ということも考
えられるが、我國經濟自立の絶対的要素とアジアの防衛が米國の
一つの任務であり日本がそのためにアジアの工場としての役割を
果さなければならぬことを考えれば實質的にはあまり差がないか
もしれない。

(三) セスターリング側、殊に英本國が日本産業によるセスターリング地域
の經濟に対する異常な進出を恐れて、通商政策上をいしは金融政

策上何等かの制限措置に出るのではないか。

例えば我國の累積セスターリング残高を公國債の元利支払にのみ充
当するような措置がとれるのではないか(しかしこの点是我國の
國際的信用をこゝ揚するためでもあり、ある程度の使用は差支え
ない。)

何んといつても我國貿易の市場構成はセスターリング地域乃至は東
南アジア地域に対する出超で、米國その他への入超をカバーす
るパターンをとらざるを得ぬ傾向があるから交換不能のセスターリ
ングとドルとを如何に調整するか問題となる。

英國側は日本がかかる貿易のパターンをとらざるを得ぬこと、換
算すれば日本がリフトに入らざるを得ざる立場にあることを恐ら
くは見抜いてくるであらう。

むすび

一、以上の損失を勘案し、且つ我國の対米依存度が一應現在のところ、そのダラー・アーニングで辛じてまかなえる情況に在ることを勘案すると、どうしても我國の通商政策は、我國貿易の市場構成をその自然の姿にかえずこと即ちスターリング地域との交易を盛んにし必需品の確保につとめなければならぬこととなる。換言すれば、我國のスターリング所得の累積によつて自からスターリング物資買付の基礎をつくつて行かなければならぬと考えられる。

二、我國が若しスターリングを受領可能通貨としようとする申出を行つた場合、英國側はセの(四)の点から我國を双務勸察団に止めて、我國のスターリング残高についてアドミニストレーティブ・トランスファラビリティを認め、これを左右することにより、我國貿易の伸

張を掌握しようとする態度に出るかもしれぬが、我國としては交渉の建前上ダラー・クロスの廃止は英國側に対する異常な譲歩であることを強調して(四)の(三)及び(四)の諸点を堅持すべきである。

極秘

昭和十四年四月

「スターリング側」の東京電報

1. スターリング側は、國際法を以て、西道と東道範圍を擴大する
ことを企圖してゐることは確か。

2. スターリング側は、地味は各國の保有する巨額のスターリングが、英高
の保有する一割を占めて、日本も保有するが、そのうち、スターリングが
保有する。

3. スターリングが地味は各國の保有する巨額のスターリングが、英高
の保有する一割を占めて、日本も保有するが、そのうち、スターリングが
保有する。

通商産業省

野藏 臣 奏

ニルは又日本側スターリング資金不足を緩和するにとりま。

5. 講和会議後、日本の貿易は、或る程度は回復力を維持するに
ついで、日英貿易の増進を期し、日本の対スターリング地味保有を
ついで、英高銀行を通じて日本側資金不足を緩和するにとりま。

必要の
旧後拂はざるの

6. 英國側は、今回本件を以て、スターリング資金不足を緩和するにとりま。
貿易協定は、協定の趣意を以て、協定の趣意を以て、協定の趣意を以て、
今年は、六月未だ、協定の趣意を以て、協定の趣意を以て、協定の趣意を以て、
ため、スターリングは、五月中に協定を作らなかつた。

RB'-0109

0042

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

trade plan
27 確信なき

non-essential
capital goods

<p>7. 講和会議後、日本が早急に各国との通商全協定を達成する ことへの被推定困難を予想し、この中に日本に対する協定の要 務を、SCAPの保証の下に、SCAPとの共同書面にて日本に課す ことへの必要は否かを。</p>	<p>通商産業省</p>
<p>(一) 英米側が日本がインフレを降ろすことと主張してこれ の場合、日本側から持たせようとする条件は、支持方針</p>	
<p>1. 英米側がインフレを降ろすこととは、インフレ側側面から見て 反論を要するから、英米側は次の条件を認めよう</p>	
<p>a. 英米の保有するスターリング債の完全な返済の保証（スターリ ング地域に対しては勿論、他の返済の能動地帯にたいしても 返済の取りについては、手続の制限を課せよう）と認める。</p>	
<p>b. スターリング債は通商交渉上、対日輸出インフレを抑制し、イン フレを抑制する地域にたいして、インフレを抑制するインフレを抑制 インフレを抑制する地域にたいして、インフレを抑制するインフレを抑制 インフレを抑制する地域にたいして、インフレを抑制するインフレを抑制</p>	



昭和十四年四月

RB'-0109

0043

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和十四年資料

四 対口貿易物の構成 (一九五〇年)		(単位百万円)	
	輸出	輸入	
オーストラリア	一八・四四三 (三四%)	一五〇・七七四 (一七%)	
スターリング地域	二二・五〇六 (三九%)	二〇〇・四九九 (二四%)	
インド	三二・四・二五七 (五四%)	二八・四・四三二	
T.A.	四〇・五三三 (六八%)	三二・一七九 (四%)	
N.I.T.A.	三三・三・八二五 (五五%)	二四七・二五八 (二九%)	
カリフォルニア		三三〇・三三三 (三九%)	
留外取引	二二・五・四九二	三二・一・七九五	
合計	一〇〇・八・三二〇	一〇〇七・五三九	
対口貿易物の構成比率			
	輸出	輸入	
通商産業省			
アメリカ	二二・八%	五〇・九% (四二・四%)	
スターリング地域	二九・〇%	二〇・六%	
インド	三二・〇%	一・五%	
オーストラリア	二一・八%	七・七%	
留外取引	二二・九%	三・三%	
合計	一・八%	一一・〇%	
対口貿易物	三三・三%	〇・八%	
対インド	一〇・〇%	一・〇%	
オーストラリア	二・五%	三・五%	
インドネシア	三・七%	一一・一%	
その他	四・一%	四・一%	
オーストラリア	四・一%	三・三%	
留外取引	二・五%	二・二%	
合計	一・八%	一・九%	

RB'-0109

0047

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

極秘

大蔵省 日英支那協定検討の向題点
一 交渉前提

(一) 英國側提案の真意把握

植民地の對本國出超尻を一部転換するための対日輸入増か

磅の國際性恢復の促進か

日本以外の國にも同種提案を行つてゐるか

英本國の國內地帯に對する統制力

(二) 磅國內部の統制方法と統制力の検討

磅に關する政策決定方法

英本國の國內地帯に對する統制力—英本國の意に及らざる國內諸

地帯と通商、決済を行ふことは不可能か

(三) 考察対象とする期間

二、三三年の對策と考慮されべきか

大 藏 省

但し、ドル、クロースを落した場合は、將來復活することは絶対不可能か
大蔵省の思ひ通りか

(四) 交渉時期

即時開始するか、講和等の情況が具体化するまで引延すか、

交渉要請時期は何時にするか、講和前の後か

(五) 世界情勢の判断

Sellie が buyers が
ドルの dolla 取付

二 以下、クロース存置の場合

(一) 極東委指令を改廢せぬ限り、存置必要か

引渡の内情

(二) 英側の対抗手段は何か

協定の全面被覆はあり、その場合貿易がどうなるか

vacuum

の二つを、
引ききり
輸入

- 2. 英圓の輸出ライセンス停止が有りうるか
- 3. 金融便宜供与の阻止
- 4. 次年度貿易計画は縮小するの

(三) 無条件存続の条件付存続か

一定時期迄 コンサートによる
一定金額迄 コンサートによる

(四) 利点

- 1. 米の対日感情を害せず 援助クレジットをうけ易い
- 2. 対米輸出超となった場合 対米入超も 対米輸出超でカバーしうる。
- 3. 磅価値下落の場合 損害を免れうる。—— 金融危
- 4. 現在程度の磅貿易を維持の可能性があるかもしれない。
- 5. 磅旧債務償還を強制される程度が減する。

大蔵省

(五) 弱点

- 1. 磅輸出がのびない。
- 2. 磅輸出不振、金融便宜獲得難等よりし、磅輸入ものびない。
- 3. EPU国、振替勘定国との貿易を積極的に伸ばし得ない。

(六) その他

- 1. IMFに加入すれば IMFから融資を仰ぐ
- 2. 磅の季季節的不足は 帛のアウトライトセルで乗り切れるかもしれない。
- 3. 他双務勘定国並に協定條件緩和不可能か(金融便宜供与等)
- 4. ダイワアジンは協定面では拘束されないのでないか

三、トルクロース撤廃の場合

- (一) トルクロース撤廃即振替勘定国となりうるか否か
撤廃するならば 振替勘定国となることは是非必要である。

saving clause

二日本の要求する条件

- 一、振替勸定国加入
- 二、磅圈物資供給の増大の確約（一年限りは不十分）
- 三、金融便宜（クレジット供与スワップ容認等）供与
- 四、旧債務依利借換
- 五、旧債務償還に英米と優先扱しをいこと
- 六、ダイヴァージョン拘束の撤廃

- 三、利点
 - 一、磅輸出の増大
 - 二、磅獲得の容易化
 - 三、磅輸入の増大
 - 四、振替勸定国、EPOI諸国との貿易増大の可能性
 - 五、金融的制約の緩和
 - 六、ダイヴァージョン拘束撤廃の可能性

大蔵省

四、弱点

- 一、対米入超支払資金難
- 二、米の援助クレジット獲得困難化
- 三、輸入先を弗蘭より磅圏に転換しうる可能性の薄弱
- 四、振替勸定国、EPOI国が磅決済に必要資材輸出を行ふ可能性の薄弱
- 五、旧債務償還を強要される可能性
- 六、磅価値下落の場合の損失
- 七、英がEPOI国と他の振替勸定国との磅振替を停止する惧。

日本の要求する条件

五、その他

一、米の形骸等三年間均衡する（特需援助）からドルを落とす輸出場の多岐化

米の援助クレジット獲得困難化
対米入超
↓

図る事はなほなほ
2 磅の国際信用は上昇傾向が続くをなほ

四 アメリカ地域加入の場合

(一) 利点

- 1. 外貨資金の全面活用可能
- 2. 米国の援助、クレジット獲得容易化

(二) 弱点

- 1. 磅輸出大幅減少の惧
- 2. 振替協定国加入に比し、振替協定国、FPII国との貿易伸長不能

(三) 条件

- 1. 米国の原料供給増大保証及び世界原料割当会議による割当保証
- 2. 米国の援助、クレジット増大保証
- 3. 米国の対日輸入増大の保証

大蔵省

五 必要資料

- (一) 磅に關する諸地域分類の基準と各磅協定の振替性
- (二) 磅圏の対日依存度
- (三) 日本、輸入市場の構成及び幣市場と磅圏及び振替協定国、FPII国に転換可能な程度
- (四) 日本、通貨別国際收支の現状とその見透
- (五) オランダの制度の利害とその対策
- (六) 日本、外債の現状と処理方針
- (七) 磅の国際的地位とその将来

極秘

理財局
三月四日

英例提案の狙いと其の理由

英例提案の狙いと其の理由

一 英国がOPAのドルワローを撤廃を提案し来る狙いは次の三点にあると考える。即ち、

- 1. 邦貨を喪失せしめて、自国殊に連邦諸地域の輸入を増大すること。
- 2. 磅を通じて日本の産業（貿易を自国に有利に牽制せんとすること。
- 3. 磅の流通性を増し、自国に対する磅の圧力を減ずること。

二 説明

一 英国に於ける金の貴重性

イ 金 邦準備は、平価切下以来昨年末までに十七億磅増加して三十三億磅（本年三月 三十七億磅）に達したが、そのうちERPの援助十億磅余、米加借款七千万磅余を含むから、磅域の自力による増加は六億磅にすぎない。

ロ 今向再置債による輸入増、輸入価格騰貴、米加借款の利払（元末五十億磅、利払は本年末より開始され年額一億七千万磅）等の悪条件が予想される。

ハ 英国が磅兌換性復活、邦貨輸入制限撤廃等の措置をとりうるに於て十億乃至百億磅の準備を要する。（英蔵相言明）

二 英例の輸入増大の危険性

英本国は、連邦諸国に巨額の債務を負っている上に、債務は常に増大傾向にある。即ち、

イ 英連邦諸国の磅持高は一九四九年末三十六億磅（經常勘定二十三億磅、封鎖勘定十三億磅）一九五〇年上半期の増加は二億磅に上つていゝる。英本国としては、現在重需充足、邦米輸出等の緊急性からして連邦諸国に十分な輸出をする余力なく、こゝとてこの連邦手続の磅購売力を配置することは政治的、経済的に好ましくないため、他邦に輸入

市場を求めらるる必要がある。

ロ 英本国自体も西軍備に於る輸入増大の必要がある。

3 磅を通じる日本産業、貿易の制限

従来交渉経緯に鑑み英國の意図は日本をトルクローズなき双務協定国におき、日本の手持磅についてはオ三国との間に或る程度の行政的振替を認めんとするもの如くである。即ち、日本が対英輸出を増進して磅持高を増加しても、英國の対日輸出に現合つほど増大させず日本への原料供給を規制し、又日本が磅ヲオ三国から輸入しようとしても一々英側の許可を要することとして日本の産業、貿易を相当程度規制しようとする。ことにもし英國の輸入促進が一義であればトルクローズを存置した方が日本側の輸入に便宜なること明かなるに拘らず、敢てトルクローズ撤廃を主張するに至るは、この意図が強く働いていゝものと考えられる。

4 英國にとへては、例令行政的振替の程度にせよ日本とオ三国との間において餘分が行はれるに至ること付磅の國際的流通性を増大し、それ自体において有利なことであり又、もしE.P.I.国から日本に對する磅決済者代行はれる事態に於れば、E.P.I.協定を通じて自己が金決済を要求される可能性が減少し、それだけ有利になる。

→ 0054 14.8

ス

理財局

二六・四・一二

英側の提案内容の予想

OPA改訂に当つての英側の提案として予想されるのは、

一、ドルクローズ撤廃

二、日本の磅残高に対する行政的振替の容認

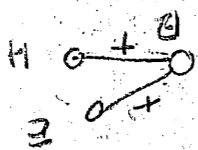
ドルクローズ撤廃に伴う日本の磅残高処理方法としては、(1)対日輸出を増大させて磅残高を生ぜしめなくする。(2)日本を振替可能勘定国に加え、日本と他の振替可能勘定国との間で磅の自由振替を認め、(3)日本の磅残高について別途ケイス・バイ・ケイスで或は特定国に対する場合にのみ他国に対する支払を認める行政的振替。案項を入れるの三方法が考えられるが、(1)については、日本の希望する重要原料食糧の供給増は英側として望まないこと

(2)については、別紙「英側提案の狙いとその理由」に説く如く、日本をなるべく拘束せんとする建前から、共にこれを好まず、

一、英側にとつて都合のよい(3)の行政的振替案項を提案するであらう。

三、香港のOPA参加

現在磅諸地域中、香港のみはOPAに参加せず、別途建案オゾン勘定によつてゐるが、英としては、香港の重要性及び日本香港貿易が日本の多額の出超で、放置すれば同オゾン勘定を通ずる弗支払を余儀なくされること等よりして、香港をOPAに加え、英本国の統制力下におくとともに、日香港貿易による弗加出を防止せんとするであらう。



三、二、も日本が拒否する場合、英として次に取る態度は日本を振替可能国に入れることであろう。

振替可能勘定口にかゝる場合、英のOPA改訂の目的が対日輸入増大であるとして、日本としては右によつて獲得した磅残高を他の振替可能勘定口よりの輸入に充てようことに利益がある。併し、昨年度日本と振替可能勘定口との貿易実績は我口の出超であり磅国より磅を獲得しても、

これら諸口からの輸入増大に必要は少ない。今後貿易政策の転換により、これらに輸入市場を求めようとしても、それらには元来原料生産地は少く、輸入増大の見込はなほ、殊に磅国となれば、それらの口が対日供給を長んで増大するかが疑はしい。

その他、対日輸入増大は資金不足、旧債償還の強要、磅国価値の相対的増大等に因り、場外取引と同様である。なほ磅の季節的不足に慥に我口として他振替可能勘定口より磅を受けようことにより、磅運転資金難を緩和しようとする利益もあるが、これはその他の不利をカバーして余りある程のものではない。

④、三、三、を通じて、英は日本を強制的に日本が磅運転資金不足に陥つて、難題を喰ひかき、その結果、ライオンズ停止等、措置に出る。世帯のことも考慮する。併し、磅国より、輸入インシメントが大体終了し、かつ、今後日本が資金難を緩和せしめ、輸出インシメントを在市場と他とホめることは日本として、さして難事ではない。他方、英は印度も、他海外磅地帯も日本を需要し、押さへ、又、そのほかの磅債権の両方を回収するに、英の弱さがある。又、協定を全面的に放棄するに、いゝことと、現在、英の準備、日英経済、相互依存性も、いゝ実現性はなほ、ない。

五、尚、英は金策を以て日本を磅経済に接近せしめ、日本関係にマイナスであり、決してプラスがない、而して経済的にも日本が、将来永年産出の利益を享受するよりも、大いに不利である。

以上の諸点を考慮して、日本は、OPA改訂の目的が、対日輸入増大であるとして、日本が拒否する場合、英として次に取る態度は日本を振替可能国に入れることであろう。

二 振替可能勘定諸国への加入
一 利点

- (イ) 米国の対日援助及びクレヂット供与につき保証をうること
- (ロ) スターリング地域向輸出が伸長する
- (ハ) 多角決済によりその他地域への輸出が伸長する
- (ニ) P・U諸国に対する競争力の回復に役立つ
- (ホ) 我国経済構造の在り方に合致する
- (ヘ) タイミングがよい。現在ならば英国に対し相当好条件を要求出来るが、将来情勢が変れば出来ないかも知れぬ

二 弱点

- (イ) ボンドの過剰蓄積の惧れがある
- (ロ) エッセンシャル・グッズの輸入が困難である
- (ハ) ノン・エッセンシャル・グッズの輸入を要求される惧れがある
- (ニ) 米国の対日態度に良い影響を与えない
- (ホ) 他国の振替可能勘定国とボンドベースで取引するに当つて過渡的にボンド資金が不足する

三 加入の条件（考慮すべき事項）

- (イ) 対日輸入をソフトカレンシー並の扱いとする
- (ロ) 対日輸出を制限しない
- (ハ) 他国の振替可能勘定国に対する經常取引のためのボンドの使用を制限しない
- (ニ) 金融便宜について特別の考慮を払う

Q 米国の援助資金に基く対日輸入についてはドル払いを認める

○ 我國の希望するターミネーション・クローズを挿入する

○ 最悪国待遇並に邦給に対する無差別待遇を認める

三 現状維持（ノン・コンバタイブル・シリリングの拡張）の場合

- 一 利点
 - (イ) ボンドを必要限度以上に蓄積する惧れがない
 - (ロ) エッセンシャル・グッズの輸入が比較的容易である
 - (ハ) 米国の対日態度に悪影響を与えない

二 弱点

(イ) 前記I、II案の如しの利点も採りえない

(a) ボンドの振替性が認められない
(b) 振替可能勘定諸国への加入についてのタイミングを失う恐れがある

3 条件（考慮すべき事項）

(i) 金融便宜の供与について特別の考慮を払う
(ii) ダイバージョンの制限を撤廃する
四、달러クローズを撤廃したまま、双務勘定国として残る場合

1 利点

(i) スターリング地域向輸出が伸長する
(ii) EPU諸国に対する競争力の回復に役立つ
(iii) 或る程度のボンドの多角的使用が認められる

(iv) アドミニストレイティブ・トランスファラビリティの供与

2 弱点

(i) ボンドの過剰蓄積の恐れがある
(ii) エッセンシャルグッズの輸入が困難である

(i) ノン・エッセンシャルグッズの輸入を要求される恐れがある
(ii) 他の地域へのボンドの使用について英国為替管理当局の全面的な拘束を受ける
(iii) 米国の対日態度に良い影響を与えない
3 条件（考慮すべき事項）
(i) 我国の希望し且つ相手方も同意した国々との間のボンドの使用を制限しない
(ii) その他は、振替可能勘定諸国への加入のそれと同じ

機密

O.P.A.において弗クローズを撤廃した場合の対策

(経本貿易局
三・四・一七)

日本側より提出すべき条件

- (1) 貿易協定の額をノンパルケルバンドに加え総額が一億九千万乃至二億ポンド(現在の単価を基礎とする)程度となるようにする。
- (2) 現行ダイバージョンの制限を撤廃する。
- (3) トレードプランの中で一定の緊要商品については、商品別数量を定め右数量内の輸出については輸出制限を行わないこととする。
- (4) 将来スターリング側が旧債償還を要求する場合にも、その額は外国の輸入の貿易に支障を與えない限度とする。(要すれば別個に各年度の最高限度を取極める)
- (5) 従前の季節的なポンド需要増大を考慮し、ユーニスワレケットライン及びスワップについては、少くとも現在交渉中程度の便宜を與えることを英側において保証すること。

経済安定本部

出来ればオールドローを国家間の金融取極として解決する規定を創設すること。

(説明)

- 弗クローズ撤廃に伴い振替可能勘定国となる案については次の諸案において疑問がある。
- (1) 対米関係において悪い印象をあたえ、将来の経済援助、対日割当等について不利な事態を招くおそれがある。
- (2) 純経済的立場よりみても次に述べる理由により必ずしも有利であるとは考えられない。



理由

一九四八年以後の我が国と各国との貿易バランス尻のみを見た場合は左の通りとなる。

(A) 振替勘定国中、4エッコ、ポーランド、ソ連を除いた場合

一九四八年 (一) 八、八一、四ドル

一九四九年 (二) 三、〇〇、九四ドル

一九五〇年 (三) 一、六〇、八五、四ドル

右の如く、一九四八年及び四九年は夫々我方の入超であるが、一九五〇年は我方の出超となっている。尤も一九五〇年は我が国の輸入が異状に振わなかつた特別の年でもあるとも言ひ得るか、他方

(1) 若し本会計年度に於て輸入一八億八千四百万ドル、輸出一三億三千四百万ドルの目標を達成せんとせば、少くもこれら地域に対しては今年以上の出超とならなければ目標達成は困難であること。
(2) 従来我方の入超国の主たるものは、エグゼプト、イタリー、スペイン、オランダ、スイス、デンマーク、綿花、米(以上エグゼプト)バルゴ(スエーデン、ルクゼンブルグ) 鋼材(スエーデン)等が果して

經濟安定本部

我が国が希望するようにポンドで買ひ得るか、又イタリー、スペイン等の四九年に於ける入超は極の輸入に基くものと思われるか、税関統計上は運賃も算入されることとなつており、最近はこの地方からの船賃はドル払が要求されているので、これら二国に対しポンドを使用し得る範囲は統計上の数字より遙かに小さいものであろう。

従つて今直ちに振替勘定国に我が国が入るのは早計であり、ポンド地域に対する輸送によつて得たポンドを振替勘定地域に対して使えないばかりか、代つて是等諸国のポンドをも背負ひま

慮すらざる。
(B) 更に若し振替勘定諸国以外にE.P.U.諸国をも加えて考へる場合には、バラニス(4エッコ、ソ連、ポーランドを含む)は

Confidential

2/10

ORAAの改訂に関する件

(昭和六年一月一日)
改訂の経緯を記す

第一 基本的考察

一 現状に於いて國際決済通貨は米ドルと英ポンドの二番である。ORAAのメソッド・クロイスの據地は、因貨がポンド・リンクとなることを意味するものではなく、現在のポンドの固定された使用範圍を一帯に拡大し、もつて我が國の國際決済を円滑化し及び我が貿易量の増大を國策實現によるものと考えなければならぬ。

ポンドとドルとの關係は將來の英米兩國の折衝及びブレトンウッズの決定がまづきまらぬものであり、メソッド・クロイスの據地如何は、暫定的據地として見ればさまで重要視するに足らないものと考えられる。

二 我が國の輸出市場としては、米國よりもスターリング地域であり、原材料及び食料の輸入についても同様である。

米國の援助は逐次減少しつつあり、投資面においても大きな希望を

Confidential

一九四八年	(一)	三八五、千ト
一九四九年	(二)	一九四、八〇、千ト
一九五〇年	(三)	三三、四一、五、千ト

となり前記の虞は更に顯著となる。(特に仏及、独の力、ハルビーの羊毛及び油脂原料等の輸入が円滑に行くかどうかは疑問である。)

従つて今日は振替勅定各回及びEPRUの定款を詳かにせしめて直ちに振替勅定国となるのは危険である。

かけることは危険である。

ドルについてはゴールドライヴにより収支の均衡及び相当のドル準備の蓄積を要する必要があることはいうまでもないが、ドルに執着するあまりに貿易量の縮小を来し、且つ将来の市場を喪失するあまりを犯すことはできるだけ避けなければならぬ。

三、 グラークロイズの進展を呼びかける英國の真意は複雑であり、容易に把握し難いが、デヤパニーズ・ボンドの振替性を増大し、日本を軟貨国並に扱うことを併せ含むものとするれば、差当りこれを試みる価値は充分にある。

四、 ボンドの国際性増大の傾向にかんがみ、ボンド資金の蓄積はドル資金の蓄積と相並んで共に歓迎すべき事からである。英債の問題は資金があれば当然に返済すべき性質のものであつて、問題にする点と自体がおかしい。その償還の条件は降和の際に明確に規定すべきであつて、資金の蓄積如何とは別の問題である。

五、 スターリング地域及びトランスファラブル諸国との貿易量は各

国との間の貿易協定により或る程度決定されるべきものと考へられる。又、貿易協定の実行は我が國の通商管理により相違点を調整することが可能であるから、ボンドの過分の蓄積をなされる必要はあまりない。

六、 我が國の将来の貿易及び決済は、ボンドとドルの両方を立脚するものであつて、5つれを偏重することもできない。

しかも、ドルの増減が甚だ容易でなるとすれば、ボンドは相當な有効性がある。ドルの増減が甚だ容易でなるとすれば、ボンドは相當な有効性がある。ドルの増減が甚だ容易でなるとすれば、ボンドは相當な有効性がある。ドルの増減が甚だ容易でなるとすれば、ボンドは相當な有効性がある。

ボンド自体も英國の管理方式もブレトンウッズにより正當に認められてゐるものであることを忘れてはならぬ。

第二 對 策

一、 英國がグラークロイズの進展及びアドミニストラティブ・トラ

ンスフアードだけを提案して来た場合は、我が国のポンド資金は英國の管理の全面的制圧下におかれるから得るところ少くして、失うところが多い。

三 英國がトランスフアードブル勸定を提案して来た場合には充分な考慮に値する。トランクフアードブル諸國とは自動的に多角的決済が可能となるからである。

しかしながら、ロンドンにおける資金操作がそれだけ複雑となり、ポンド資金の相当額の保有又は時期的な資金調達に関する保証（例えは相互信用）の取付等の必要が生ずる。

三 英國の提案を一応懸り、時和後まで現状で行くことも一案であるが、トランスフアードブルに入るか入らないかは単に時期の問題であると考えられるから経済的にいえば早いほどよい。

四 アメリカ勸定国に入るとは、スターリング諸國の管理の最も嚴重な適用を受け、対スターリング地域貿易は縮小せざるを得ないのみならず、トランスフアードブルに入つた場合に得られる多角

的の便宜は全く与えられない。

五 トランスフアードブルに入り、しかもダライクローズを保持することは最も都合がよいように見えるが、英國が受諾しないであらうし、英國の管理の範囲はその場合においてハイドカレンシー扱いを止めないであらう。

六 漸進的を指図としては、一千七百万ドルの保有限度を増し且つドルクローズを存続する方法であるが極めて積極的を指図たるをまぬがれまい。

七 英國及びエドワール諸國と世界市場で競争するためには我が通貨をこれら諸國並にソフトにする必要がある。

八 國際諸國が軍拡の圧力の下にある時は、我が通貨をソフトにするとは競争力がいよいよ増大させる最良の方法である。

九 ダライ・クローズを放棄する際には、最善の適用及び原料、食料の入手につき並用特通をしない旨の協約を取付けることが先決要件である。

通商産業省
通商産業省
通商産業省

昭和十四年四月

一、アメリカ勘定

アメリカ勘定国となることは(一)日米経済関係の緊密化(二)世界貿易の自由化及び(三)邦貨幣の強さ等に鑑みて最も望ましい案である。

然し、この場合は磅地域向輸出は相当減少すると見なければならず、他方邦地域向の輸出は急激に

通商産業省

は増加を望み得ないから、我國の経済規模を縮小し輸入を削減し限り邦不足増入の必至となる。

此の数字を予測することは容易であり、一九五一会計年度の安本計画とアメリカ勘定加入の場合とを比較すると次の通りである。

RB'-0109

0068

規格十四行四紙

表

アメリカ勘定に入居場合の貿易量推定表

	輸出	輸入
トル地域	五二〇(四一八)	一〇三(九九三)
スターリング地域	三二二(五三三)	五二(五三一)
オランダ勘定地域	四二二(三九二)	三五八(三五八)
計	一、二四三(一、三三三)	一、八八三(二、八八三)
入超額		六三九(五五〇)
貿易外純受取額	五一三(五一三)	
差引不足額		一一七(一三八)
カリフォルニア援助金	一三〇	
カリフォルニアリソース	四〇	
貿易外純受取		一一七(一三八)
特等		二二四

通商産業省

右の表が明かす通り、米邦の不足は、現行交渉協

定による場合に比し、八千九百万再増加することに留意す。

尚右は英國側が我方の態度に対し、報復的

な措置を採らぬとの前提の下に計算されたもの

であるが、英國が政治的考慮から我方からの

輸入に対し、特別の措置を取る場合、我方が磅

地域への輸出は更に減少の惧がある。従つて

規格十四行罫紙

特需、E.C.A.の東南アジア計画による再輸出
 或はその他の再収入増加の見通しがつくと
 うにアメリカ勘定採用の前提条件がある。
 尚英國側は再台座を撤廃する相当硬い
 硬意を保持する様であるから、アメリカ勘定加入
 に円満に同意が成立するとも、それには相当
 期間を要すると思われ、この遷延は弱体の我國
 経済には相当不安と混乱を与える惧がある。
 又平和條約の交渉は何等の影響を及ぼさず
 かつ、このことも考慮する必要がありう。

通商産業省

RB'-0109

0070

二 双務勘定

規 格 十 四 行 部 紙

双務勘定を採る場合、オ一に問題とならうは、弗クローズを削除するか、存置するかということであるが、英

口側は今回削除を強く主張するものと思われ。

(中)

弗クローズを撤廃した場合、わが口の磅地域向輸出が

軟貨口扱となり、劃期的に増加を見ることは明ら

かであり、殊に雜貨および機械等において、

通商産業省

その増加が著しいであらうということは、この案の

長計である。(今回の英側提案の動機の一つが

印度、パキスタン、濠洲、セイロン、南阿等、日本品輸入

増加の強い希望にあることは確実である。) ^{然し} 輸出が

増加した場合、これに見合うだけの原材料の輸入が

可能であるかどうか、即ちわが方に不費に大きな

磅貨の手打ちをきないかの懸念がある。この裏に

ついては交渉に當つて確りて見ても必要があるが、現在の
 の協定による実情は需要供給ともに充分であるのに
 磅貨不足のため買えぬ事情にあることを思えば
 何等かの保障は取り付けようであらう。但し、先方から
 不平等をせよといふも
 原材料のやむを得ず、重税撤消をも買えといふ要求がある
 かも知れぬ。また手探り磅貨で英貨償還を求めにくる
 可能性もある。

通商産業省

地方輸出について磅地域への輸出が増進する結果わが口の
 非地域向輸出が減少する虞があるから、これを防止するため
 貿易計画を同時に策定するか、またはわが方の輸出統
 制を考慮する必要が起るかも知れぬ。

なおこの案を採る場合はわが方の大譲歩であるから
 差当りのわが方の金融難を打開するためオールドロ
 等の便宜を要求することも可能であらう。

(1) 英方の原材料の工本を削減しないこと
 (2) 英方の原材料の工本を削減しないこと

規格十四行罫紙

(一) 弗名一ズを存置した双務勘定を止ることは
難

英の側が反対の立場を採るものと予想されるが、弗に

兌換せぬという保障の枠を相立松げることあり先方

と説得することがあるかも知れぬ。此の場合には我方

輸あかぬ程軟貨の扱を受け得る中疑念あり

る矣の甚缺欠であるがこれは枠が相当大である

金は先方としても弗拂の心配は無いのであるから

通商産業省

側を説得出来るかも知れぬ。我方もこの水を見

れば、現在の協定では我方の運移資金の不足の

為買入り物を買えぬという苦しみを味う居る不兌

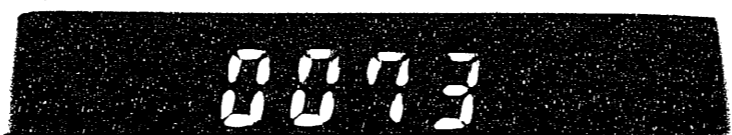
換の枠を松げると運移資金の余裕を伴ふとは必

ずと云える。その枠は五十万磅乃至七千五百万磅程

に必要である。適当であるが、英貨債の問題及

びオートドローが可能にする必要は(一)と

④ その種いす、
先方にくらべて
をその二枚方の
物を、四角を
許すと同様に
であるが、
の中心としての
倫敦の地位
を思ふ限り
は、
ありあらずに



1398
512
1910

1910
1882
28

		内双務勘定よりなるもの と長場合の貿易量推定	
ドル勘定	輸出	輸入	
ドル現金ベース	418 (418)	945 (992)	
オランダ勘定	310 (391)	354 (358)	
小計	728 (709)	1,311 (1,350)	
入超額		523	
貿易外純受取額	522		
純ドル不足額	71		
スターリング勘定	600 (525)	541 (551)	
スターリング超額	39		
通商産業省	1,812 (1,812)		
註：この表は、1910年12月31日現在の貿易収支の金額を 単位百円とし、			

規格十四行紙

RB'-0109

0076

三 振替可能勘定

弗クローズと撤廢するのみならずさらに進んで振替
 可能勘定口となつた場合は各口がわが口の磅輸出に
 ついて軟貨扱をするのみならず多くの振替可能勘定口
 が磅で買えることからわが口輸出が増進し、よから
 又磅貨による輸入増加することは明らかである。

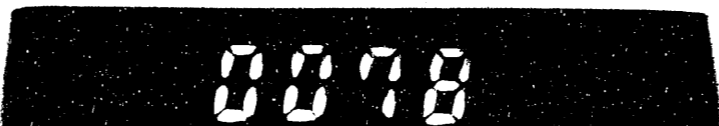
たゞレ各口が手持磅貨をわが口よりの輸入に充てる

通商産業省

(境及の多線
 米、海軍省
 の心、米、泰の
 米、インドネ
 ヤのゴム、お
 ナサイト等)

たのわが口手持磅貨は法外に増大しはせぬかとの懼か
 あるが振替可能口への原材料輸入の準備は、
 すでに先般にわが口が残りは、
 持するものは、
 のは、
 事とは、
 商品が、
 種商品に、

種商品に、
 輸出統制は、
 必要となる、
 又



規格十四行原紙

尚現在我國は振替勘定口の中の數國と環
算勘定により貿易を行つてゐるの二米等諸國

との貿易を硬貨建に変更し得ることは一般
的に見てもこの案の長所と云へよう。

俾しその案に對する米國側の反志は消極的
であるといふべき。

右の場合に於ける輸出入推定は左の通り。
通商産業省

輸出	四八〇(四八)	九〇〇(九三)
輸入	五〇〇(五三)	五七〇(五九)
計	一四〇(一三)	一八〇(一八)
差額	五二	四九

(一) 振替勘定口
 (二) 環算勘定口
 (三) 硬貨建
 (四) 米國側
 (五) 日本側
 (六) 振替勘定口
 (七) 環算勘定口
 (八) 硬貨建
 (九) 米國側
 (十) 日本側
 (十一) 振替勘定口
 (十二) 環算勘定口
 (十三) 硬貨建
 (十四) 米國側
 (十五) 日本側

行
字



1. 貿易の自由化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

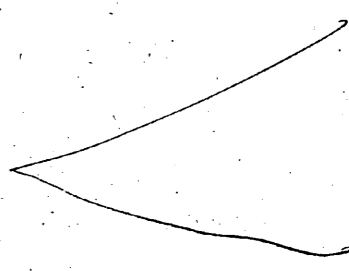
貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界



右の表に明かす通り、常事。不是に政府と協定に合
意し、交渉を増加するに等しい。尚、右に表に明かす通り、總
てに對し、報復の手段を採らぬ。下に計畫を記す。

右の表に明かす通り、常事。不是に政府と協定に合
意し、交渉を増加するに等しい。尚、右に表に明かす通り、總
てに對し、報復の手段を採らぬ。下に計畫を記す。

右の表に明かす通り、常事。不是に政府と協定に合
意し、交渉を増加するに等しい。尚、右に表に明かす通り、總
てに對し、報復の手段を採らぬ。下に計畫を記す。

右の表に明かす通り、常事。不是に政府と協定に合
意し、交渉を増加するに等しい。尚、右に表に明かす通り、總
てに對し、報復の手段を採らぬ。下に計畫を記す。

右の表に明かす通り、常事。不是に政府と協定に合
意し、交渉を増加するに等しい。尚、右に表に明かす通り、總
てに對し、報復の手段を採らぬ。下に計畫を記す。

右の表に明かす通り、常事。不是に政府と協定に合
意し、交渉を増加するに等しい。尚、右に表に明かす通り、總
てに對し、報復の手段を採らぬ。下に計畫を記す。

右の表に明かす通り、常事。不是に政府と協定に合
意し、交渉を増加するに等しい。尚、右に表に明かす通り、總
てに對し、報復の手段を採らぬ。下に計畫を記す。

右の表に明かす通り、常事。不是に政府と協定に合
意し、交渉を増加するに等しい。尚、右に表に明かす通り、總
てに對し、報復の手段を採らぬ。下に計畫を記す。

右の表に明かす通り、常事。不是に政府と協定に合
意し、交渉を増加するに等しい。尚、右に表に明かす通り、總
てに對し、報復の手段を採らぬ。下に計畫を記す。

右の表に明かす通り、常事。不是に政府と協定に合
意し、交渉を増加するに等しい。尚、右に表に明かす通り、總
てに對し、報復の手段を採らぬ。下に計畫を記す。

3. 貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界

貿易の自由化 (2) 世界 (1) 日本経済合作。緊縮化 (2) 世界



RB'-0109

4800

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

皇族は、二の皇太子を降参と仕立てられた。

 幼少に於ては、皇太子の御品が余りに多量に於て

 流弊を起す所と爲り、御品の統制は休戚

 と爲り、皇太子の御品の特許は松平

 地位の公物、七平持御品、増大の可也

 唯、皇太子の御品は、皇太子の御品に

 ても、皇太子の御品、御品の御品

高麗死後、皇太子の御品、皇太子の御品

 皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品

 皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品

 皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品

 皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品

 皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品

 皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品

 皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品

~~皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品~~

~~皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品~~

~~皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品~~

皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品

皇太子御品、皇太子の御品、皇太子の御品

(1)

(Unit: \$ million)

	<u>Export</u>	<u>Import</u>	<u>Balance</u>
Dollar Account			
Dollar Area	418 (418)	965 (993)	- 547 (- 575)
Open Account Area	<u>391 (391)</u>	<u>356 (358)</u>	<u>+ 35 (+ 33)</u>
Sub-Total	809 (809)	1,321 (1,351)	- 512 (- 542)
Net Invisible Receipt	534		
Surplus or Deficit of Dollar Account			+ 22 (- 8)
Sterling Account			
Sterling Area	600 (523)	561 (531)	+ 39 (- 8)
Grand Total (Including Invisible Receipt)	1,943 (1,866)	1,882 (1,882)	+ 61 (- 16)

Remarks:

(1) Figures in parenthesis indicate Trade Plan for 1952 J.F.Y.

(2) The contents of Net Invisible Receipts are as follows:

GARIOA Aid	148
GARIOA Reimbursement	40
Net Invisible Receipt	132
Special Procurement	24
Total	<u>534</u>

(2)

(Unit: 1 million U.S. Dollars)

	<u>Export</u>	<u>Import</u>	<u>Balance</u>
Dollar Account			
Dollar Area	418	932	- 514
Open Account Area	<u>169</u>	<u>133</u>	<u>+ 36</u>
Sub-Total	587	1,065	- 478

-: 2 :-

Net Invisible Receipt	534		
Surplus of Dollar Account			+ 56
Sterling Account			
Sterling Area	605	579	+ 26
Transferable Area	<u>264</u>	<u>238</u>	<u>+ 26</u>
Sub-Total	869	817	52
Grand Total (Including Invisible Receipt)	1,990	1,882	+ 108

(3)

(Unit: \$ 1 million U.S. Dollars)

	<u>Export</u>	<u>Import</u>	<u>Balance</u>
Dollar Area	440 (418)	1,013 (993)	- 573 (- 575)
Sterling Area	345 (523)	511 (531)	- 166 (- 8)
Open Account Area	<u>429 (391)</u>	<u>358 (358)</u>	<u>+ 71 (+ 33)</u>
Total	1,214 (1,332)	1,882 (1,882)	- 668 (- 550)
Net Invisible Receipt	534		
Surplus or Deficit of International Payments			- 134 (- 16)

Remark: Figures in parenthesis indicate Trade Plan for 1951 J.F.Y.

RB'-0109

0089

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

各

1087
130

Commodities

operation — yen — vest — arrangement
 as temporary

Philippines

Far West

Yen — transferable

chits

accumulation

area — 25000
 South America or tariff

tariff

accumulation

一

export control

OPA

peace treaty member

legal technical

formula

trade

legally in inherit

accumulation

license

Robert

Thomas

RB'-0109

0090

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

GATT. export licensing when Japan is debtor, to fulfill
(preferential licensing policy)
Principle O.P.U. set up. dollar discrimination
as exception

carry purposes - or area purposes.
MITI. - (balance of payment
to protect)
accumulation of £ after stopped the conversion

別記
long range view. - not only for FY. 1954/1.

(shortage of £ of 2 £ to 1
sacrifice to £ - division
building up £ trade

(raw material to Japan } gift
build up the £ trade - new market
fundamental the basis for cultivate the power of
no to take a easy course production

prime minister - idea

area - position

industry to take up £ 2 to 1

area - free 5 to 1 A " preferential treatment

US tariff reconsideration - Burma
Washington - submit 1 to 3 - wait a minute

RB'-0109

0091

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

我が国がアメリカに入つた場合に起る事との予想される
影響とその対策

(基本、貿易局)
二六、四、二七

一、影響

(一) 磅地域向け輸出の減少 (約二億一千万円)

(イ) 市場転換可能な業種 (約一億五百万円)

過渡期における販売条件の悪化が考へられる。

(ロ) 市場転換困難な業種 (約一億五百万円)

磅地域依存度大なる場合は廃業、転業の起る
ことも考へられる。

(註) 別紙一参り照

(二) 弗不足の増大 (約八千万円)

(註) 別紙二参り照

經濟安定本部

二、対策

(一) 影響 (一) (イ) (ロ) の場合とも (金額の推定は困難であるが) 十分な資金乃至転業資金の斡旋が必要である

(二) 影響 (二) に対して必要な措置

(イ) 輸出増進のための対策 特に生糸について

(ロ) 対外宣伝の強化 — 宣伝費の補助

(ハ) 輸出金融の内消化 — 特に中小企業に対する

(ニ) プラント輸出対策 (通産省と共同作業中)

(二) 米国に対する要望

(イ) ドルニューガンスの実施

(ロ) ドルクレジットの供与

(ハ) 後進国開発計画実施に際し (ECA資金

別紙一

輸出減少による各産業の影響

(A) 我が国がアメリカ勅定に入つた場合ポンド地域に対する輸出
減から左の輸出部門について 総額一億五千万ドル程度の輸
出が減少するものと推定される。

(B) 繊維部門中 生糸、毛糸、毛織物、繊維製品、雑品

(C) 木材及び紙製品

(D) 動食物製品

(E) 化学品及び油脂製品

(F) セメントを除く窯業製品

(G) 炭種

(H) 樹種

経済安定本部

(I) 雑貨

左の如き輸出減少により個々の輸出産業が如何なる影響を蒙
るかについては考察することは極めて困難であるが、一応大蔵省関
税統計(昨年一八月)を基礎に前記各部門の個々の商品の
ポンド地域向輸出が該商品の全輸出量に占める割合を計
算すれば別表の通りとなる。

但し本調査方法では左の理由から輸出減少の各産業に及ぼ
す影響を充分分知することは不可能である。

(1) 大蔵省統計において商品別且つ国別輸出額を調査している
のは重要商品に限られていること。

(2) 右商品別且つ国別輸出額の調査に当つても「其の他の諸国」と
して一括計上されている地域があり、別表の調査は大蔵省統計
中国別を明記したものを基礎に計算してゐるので、實際の
ポンド地域向輸出実績は別表の数字より可成り多くなる筈である。

0093

RB'-0109

<p>併々、ワシントン輸出入銀行の借款等の場合) 被援助国が、できる限り多く我が国から現金 支拂で物資を購入するよう措置されること。 (二) 我が国の対米輸出が増大しても、米国の国内業者 がその進出を阻むが如き挙に出ないよう考慮 されること。</p>	米穀の輸出
--	-------

RB'-0109

0094

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

① ポート地域の輸出減少による影響を受けざる産業は引表の通り或る種機械を除き専ら中小企業であるがその影響を見るに

(1) 影響の甚しき産業(一八月に於いて全輸出量に對して占める割合)

毛織物	五二・七
肌着	四四・五
合板	四三・〇
樟腦	四三・五
紡績機械	六四・三

(2) 或る程度影響を受けざる産業

毛糸	一〇・八
綿タオル	一五・七
寒天	二五・二
薄荷	一五・一

経済安定本部

(3) 影響軽微なもの

トイタナ	二六・〇
電気通信機械	一九・七
時計	一八・八
トイカチーフ	一八・八
プラスチック	二二・三
竹製品	一七・〇
紙	一一・二
水産物	二二・五
毛皮	七・三
ゴム製品	二二・五
鉛筆	一八・二
鉛筆製造機	一八・二
電球	五・九

自 転 車	一 六
ミ シ ン	〇 九
測 定 機	〇 五
光 学 校 視	一 九
写 真 機	九 一
玩 具	〇 九
ホ タ ン	三 四

昭和二十一年

RB'-0109

0096

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大分類	商品名	① 数量	② 単価	③ 総額	④ 備考	
① 雑	毛織物	1,943.689 (a)	1,005.668 (a)	51.7%		
	毛	398.052 (b)	43.181 (c)	10.8		
	綿	6,654.700 (d)	1,059.900 (e)	15.7		
	157カ4-7	27,848.900 (f)	2,467.600 (g)	8.8		
	757555	1,295.014 (h)	30,888 (i)	2.3		
	靴	12,942.900 (j)	5,679.500 (k)	44.5		
	② 本邦産品	合	2,079.654 (l)	875.478 (m)	42.0	
		巾	445.270.151 (n)	4,039.170 (o)	1.0	
		靴	210.22 (p)	25 (q)	1.2	
		経済安定本部				
③ 洋産物		衣	14.911 (r)	386 (s)	2.5	
	皮	2545.426 (t)	187.181 (u)	4.3		
	工	301,992.974 (v)	2,672.974 (w)	2.5		
	④ 化学製品	天	1,068 (x)	270 (y)	25.2	
樟		152,869.202 (z)	65,104.499 (aa)	42.5		
荷		8,432 (ab)	1,275 (ac)	15.1		

⑤ 窯業製品		⑥ 農産物		⑦ 雑貨		⑧ 備考
陶磁器	3981574.52 (4)	417372.57 (4)	1.0			
ガラス製品	1492872.85 (4)	18671.914 (4)	1.2			
⑥ 農産物		⑦ 雑貨		⑧ 備考		
穀類	17085 (4)	313 (4)	1.8			
しいたけ	791 (4)	206 (4)	26.0			
⑤ 雑貨		⑥ 農産物		⑦ 雑貨		
電通機械類	1332422.02 (4)	28232.58 (4)	19.7			
電機	29991.00 (4)	1666.000 (4)	5.9			
自転車	106045.53 (4)	16924.800 (4)	1.6			
各種機械	2348372.65 (4)	140315.92 (4)	64.3			
ミシン	1451288.631 (4)	13258.396 (4)	0.9			
経済安定本部						
測定器		測定器		測定器		
	1247664 (4)	681.689 (4)	0.5			
時計	199989.12 (4)	37324.244 (4)	18.8			
光学機器	609672.333 (4)	12046.657 (4)	1.9			
写真機	232568.824 (4)	213029.25 (4)	8.1			
玩具	234465.085 (4)	23663.885 (4)	0.9			
玩具	288238.596 (4)	8363.225 (4)	2.4			

別紙二

国際収支の変化

(単位 千円)

	邦地域		スターリング地域		ドル地域		合計	
	現行	改訂	現行	改訂	現行	改訂	現行	改訂
一、受取	101,400	110,500	53,000	55,000	33,000	33,000	187,400	198,500
輸出	41,000	55,000	5,000	10,000	31,000	31,000	77,000	106,000
貿易外	60,000	55,500	X,000	X,000	2,000	2,000	127,000	113,500
特需	20,000	20,000					40,000	40,000
援助	18,000	14,000					32,000	14,000
援助義務	8,000	8,000					16,000	16,000
二、支拂	105,400	110,500	54,000	54,000	36,000	36,000	195,400	195,000
輸入	99,000	104,000	53,000	53,000	35,000	35,000	187,000	192,000
貿易外	6,000	6,500					12,500	6,000
三、バランス	2,000	5,000	0	0	0	0	12,500	3,500

経済安定本部

(註) (1) 現行は経本貿易局の作成にかゝる。昭和二十六年
度国際収支見込

(2) 改訂はアメリカの協定に入つた場合の予想

RB'-0109

0099

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

極少

OPA改訂問題の基本的考察

外昭
局ニ
委六
為四
一
三
課

概説

- 一、スターリングの強さの見透
- (1) 英国の金及びドル準備
- (2) 英国の輸出の動向及び国際收支
- (3) 英国内物価の動向
- (4) スターリングと米ドルの価値
- (5) スターリングの国際性拡大に対する英当局の考え方
- (6) スターリングの価値の長期の見透

RB'-0109



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(4) 英國の経済統制特殊爲替管理

結論 スターリングの強さは相当期間続くと考えられる。従ってスターリングを保有することは決して損ではない。切上の可能性があつても切下のそれは考えられない。

二、ロンドンと日本との歴史的関係

(1) ロンドンと日本との歴史的関係

(2) ロンドンの国際決済上における地位

(3) 日本とスターリング地域との貿易の見込

(4) ロンドンにおける貿易金融及び金利

(5) ロンドンの銀行と日本の銀行の盛衰及び将来の取引

(6) スターリング資金保持の可否

結論 スターリング資金の相当額をロンドンに保有し、これを基礎としてロンドンマ

ーケットで金融上の利便を受けることは必要である。

三、決済市場としてのロンドン

(1) オランダ、スイス、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、アイスランド、ポランド決済へ切替えを可否

(2) フランス、イタリア、ギリシャ、トルコ、インドネシア、フィリピン、タイ、シンガポール、マレーシア、香港との決済をロンドンで行う場合の得失

(3) バイラテラル諸国との決済又は勘定尻決済をロンドンで行う場合の得失（アルゼンチン、フランス、ベルギー、スイス、ドイツ）

結論 与う限り、ロンドンを決済市場として利用することの方が貿易量の増大に資する。

対欧貿易の増大をさまたげる最大の原因の一は決済上の不便である。米ドル

決済をおしつけ得ない国が欧州には沢山ある。

四、スターリング地域爲替管理の対日態度

(1) 対硬貨地域

(2) 対軟貨地域

結論 軟貨国扱ひになれば、O.G.L.の他によりスターリング地域に対する機械

雑

money market
was Swiss.

② 米ニ對シ
結論 貿易協定は個々に結ばれることがあつても決済關係は依然としてロンドンに中
心とする。

五 米國の態度

貨物の輸出の増大及びドイツ、イタリアに對する競争力の補強に大いに役立つ。

- (1) 米國のコンヴァーティビリティに對する米國の要求
- (2) 米國のコンヴァーティビリティに對する米國の要求
- (3) 米國のコンヴァーティビリティに對する米國の要求

結論 コンヴァーティビリティに對する米國の要求は、米國の年々の要求は、ドルフローズの撤廃を
好まない。國際通貨基金の態度は米國に追隨するであらう。

六 スターリング地域の結束の趨勢

- (1) 金融及び決済市場としてのロンドン
- (2) 銀行間のつながり
- (3) 英國の工業と原料の交換
- (4) ドル資金の中央プール
- (5) ロンドンの投資力



第二 各 論

一 OPAを止め米ドル現金決済へ於てニユーヨークに在る場合
 結論 最も嚴重なる為替管理の下におかれスターリング地域との貿易は縮少し、競争力は減
 退し、現在及將來の利益を失うこととなる。米国の援助は何時までも續き
 べきならば、又中共との貿易量の増大を特に推定しおらざるならば、自力に
 よつて米ドルバランスを確保するよう努むべきである。

二 アメリカ勸定諸国に入る場合
 結論 前者と同様

三 現在方式で行く場合
 結論 対スターリング地域貿易について時期を失する。又、英國が米ドルへのコンヴァ
 ーションを怠るような事態を放任する筈がない。

四、ガラクトロースだけの場合
 結論 相当の利益は万が一消極的である。

RB'-0109

0109

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

五、トランスファーブルに入る場合
 (イ) 入る可能性ありや
 (ロ) トランスファーブル諸国がこれに必要とするポンド資金を保有しているか
 (ハ) 入る場合の利害得失、米国の態度、相互信用獲得の露、スターリング資金の時期
 的調整、短期及び長期信用獲得の難易、E.P.U.との関係、多局的決済の円滑化の見
 通、スターリング地域の為替管理の香港貿易のロンドン決済、インドネシア貿易の
 ロンドン決済、暹和度ハイラテラテラ諸国とのインド決済の見通、米自援助の見込。
 結論 未定

必要資料

- 一、スターリングバランス蓄積の推算
- 二、日本 | スターリング地域
- 三、日本 | トランスファーブル諸国

- 一、日本 | ハイラテラ諸国
- 二、トランスファーブル諸国及びハイラテラ諸国のスターリング決済高
- 三、ドル現金決済及びポンド決済のスターリング決済文の切替の見通
- 四、スターリング信用獲得の可能性
- 五、日本の対米バランスの発達及び不足資金
 調査方法。ドル輸出の促進及びドル輸入の切替見通
- 六、オーストラリア諸国、トランスファーブル地域の諸国との日本の国際收支の最近の実績
- 七、ハイラテラ諸国と日本との国際收支の最近の実績

